

# 市庁舎の整備方針について検討を行なっています

市庁舎については、施設の老朽化や災害時の対応の問題などから、今後の整備方針についての基本構想を策定するため、検討を行なっています。

今回、市庁舎建設検討協議会からの答申書が提出されましたので、市民アンケート結果と併せて、その概要をお知らせします。

## これまでの検討経過と今後の流れ

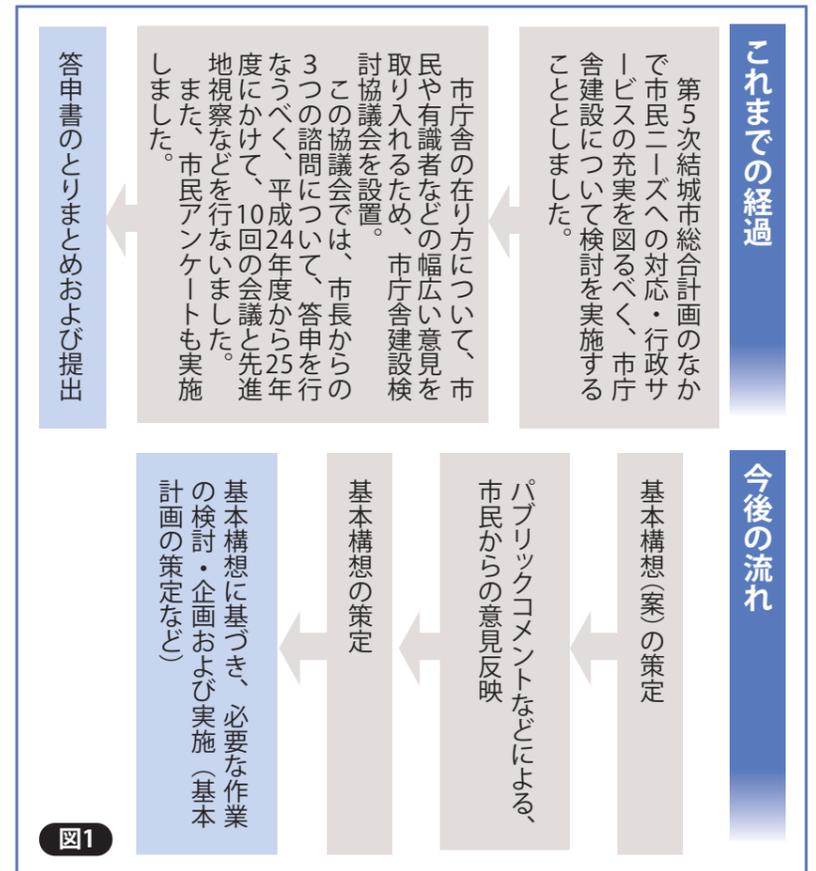
図1にこれまでの経過と今後の流れについて、大まかに示しました。

まずは市として10年後を見据えた市の在り方や指針を示した、第5次結城市総合計画(2011年~2020年)のなかで、市民ニーズに呼応した市庁舎の在り方について、検討することを盛り込んだことにはじまります。

その計画に基づき、平成24年度より市庁舎建設検討事業として検討を重ねてきました。

今後は、これまでの検討過程において実施した市民アンケート結果や、提出された答申書、市議会からの意見を十分に考慮して、今後の市庁舎の在り方を示す、基本構想の策定に着手していきます。

なお、基本構想の策定後、即座に事業を行なうものではなく、今後も市民の皆さんのご意見に耳を傾けながら段階的に作業を進めていきます。



協議会の様子



視察地の様子



協議会委員の皆さん(答申書提出時)

基本構想に基づき、必要な作業の検討・企画および実施(基本計画の策定など)

基本構想の策定

パブリックコメントなどによる市民からの意見反映

基本構想(案)の策定

今後の流れ

■結城市庁舎建設検討協議会による答申書の概要について

結城市庁舎建設検討協議会とは、有識者のほかに、各種団体の代表者や、一般公募によって選ばれた市民によって構成された、市長の諮問機関としての役割を果たす組織です。

市長から受けた3点の諮問について答申を行なうべく、各種調査や、視察、勉強会を行なってきました。

約1年半の活動を経て、答申書がまとめられ、4月25日に市長へ提出されました。

答申書の内容について、一部抜粋したものを表1に記します。

## ■基本構想の策定について

今後は、市の内部組織である結城市庁舎建設検討委員会を主体に、基本構想(案)を作成していきます。

基本構想(案)が作成された後、パブリックコメントによる、市民からの意見公募を行ないます。

それらの手続きを経たうえで、基本構想が策定されます。

市では、平成26年度末を目標に基本構想の策定に向けた作業を進めていきます。

## 結城市庁舎建設検討協議会 答申書の概要(抜粋)

表1

### 諮問事項①

新庁舎の整備方針に関すること  
(移転新築、建替え、改修などの整備手法)及び位置に関すること

答申の内容(一部抜粋)

- 市庁舎の整備を行なう場合の手法については、一般的に ①既存庁舎の改修・補強・増築 ②建替新築 ③移転新築 ④空き施設への移転・改修が考えられますが、「移転新築が望ましい」とされました。
- 庁舎の運用方法については、①本庁舎方式(出張所などを除いた、すべての部署が一か所に集約されている方式) ②分庁舎方式(現状の運用方法と同様に区分されますが、「本庁舎方式が望ましい」とされました。
- 移転新築の際の場所については、「JR 水戸線南側の南部市街地及びその周辺で、交通の便が良く、駐車場を確保できる市有地が望ましい」とされました。

また、これらの答申についての付帯意見として、

- 整備計画は、将来の状況変化に対応できるものとし、整備を行なう時点において、規模や機能、位置などの再検討・再確認を行なうこと。
- 市民ニーズや財政状況を考慮した整備計画をたてること。
- 移転した場合の跡地利用は、市のまちづくりの方針を十分に考慮するとともに、庁舎移転による JR 水戸線北側市街地への影響に配慮した計画とすること。

などが、挙げられました。



### 諮問事項②

市庁舎の在り方に関すること  
(市庁舎の機能や規模に関すること)

答申の内容(一部抜粋)

- 市庁舎に必要な機能について、次の5つが挙げられました。
- ①防災拠点機能：市民の安心・安全快適な暮らしを支えるとともに、災害時にも不安なく業務が行なえる庁舎
- ②市民サービス機能：市民が利用しやすく、市民サービスや事務効率が高まる庁舎
- ③市のシンボリック機能：市民に親しまれ、来訪者や観光客に市のシンボルとして誇れる庁舎
- ④省エネ環境対策機能：維持管理費などの経済性に優れ、環境に配慮した庁舎
- ⑤情報交流機能：IT化に対応し、情報交流のできる庁舎

※また原文には、一定の条件を設定したうえでの参考意見として、必要な敷地面積や施設規模についても触れています。

市庁舎の建設検討及び基本構想策定に関し、必要な事項に関すること

(整備手法の決定に伴い、空き施設となった施設の運用に関することや、その他市庁舎建設検討に関する提案など)

答申の内容(一部抜粋)

- 整備費用(財源)については、「必要な財源は庁舎建設基金を計画的に積み立てることとし、過大な借入金による資金調達を行なわないようにすべき」
- 市庁舎の整備時期については、「財源の課題をクリアすることを前提として、計画的かつ速やかに行なう必要がある」
- 移転新築の場合の跡地利用と市街地整備については、「現庁舎の跡地利用は、北部市街地の活性化を念頭に置いた計画を策定する必要がある」との内容が挙げられました。

●●● 答申書は、市のホームページに掲載しています。●●●